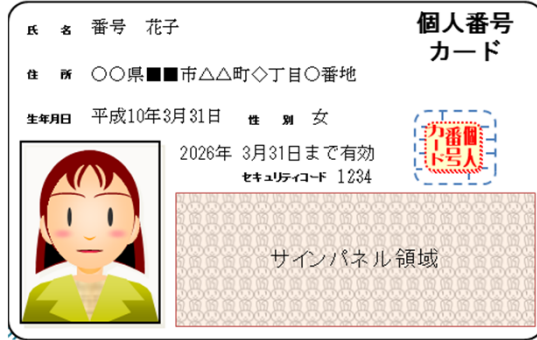


個人番号カードの普及・利活用について

個人番号カードの様式、申請・交付（案）

様式

表面(案)



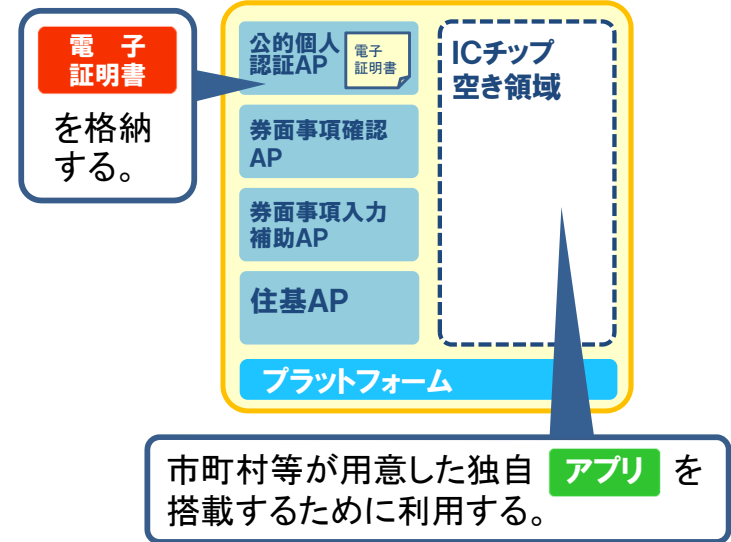
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市区町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について調整中。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

マイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子
証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面 または 電子
証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

電子
証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化



券面 または アプリ または 電子
証明書

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用できる。アンケート調査によると、今後、約700弱の市町村が導入予定(国民の約7割)。

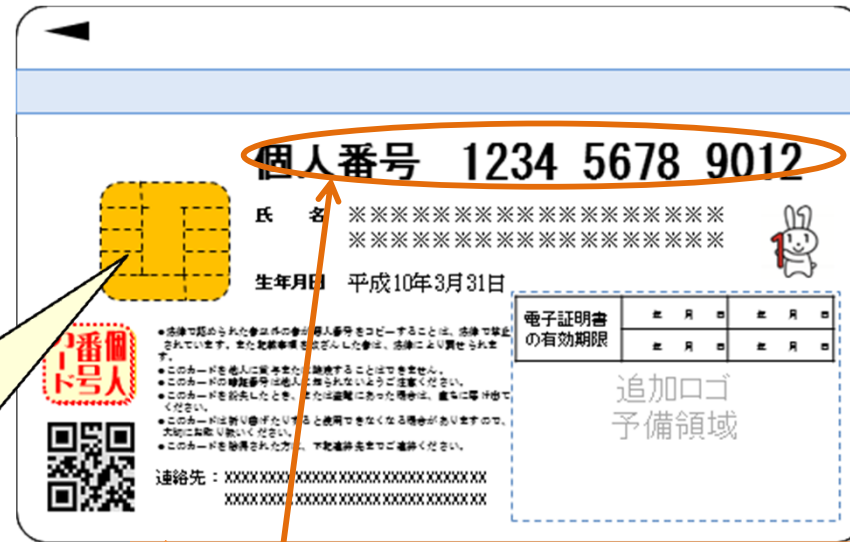
アプリ または 電子
証明書

個人番号カードの3つの利用箇所について

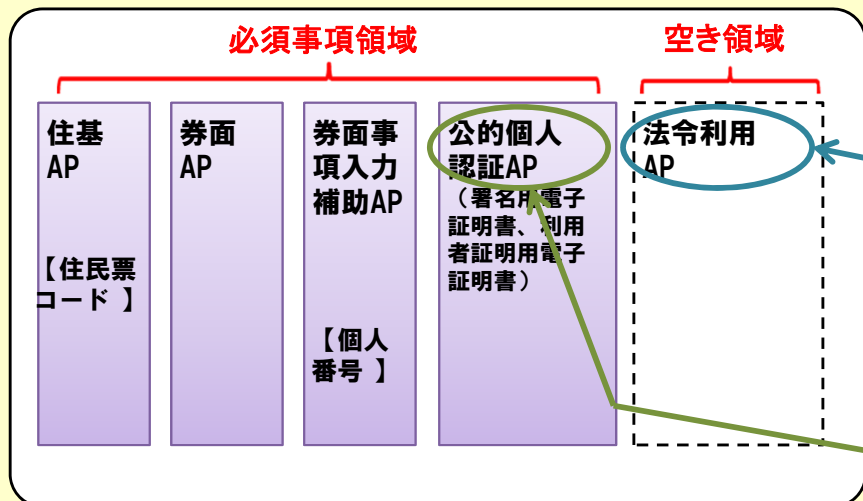
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのICチップ内の構成



(1) 個人番号(券面)

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。
また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2) ICチップの空き領域(アプリ)

市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・証明書自動交付機
- ・公共施設予約
- ・コンビニ交付
- ・図書館利用
- ・地域の買い物ポイント 等

(3) 電子証明書

行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
イメージ:金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

個人番号カードの普及に係る政府の方針

世界最先端IT国家創造宣言 改定(平成26年6月24日 閣議決定)

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

世界最先端IT国家創造宣言 工程表 改定(平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略(IT戦略)本部決定)

○ 個人番号カードの普及

- ・ 2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する。個人番号カードの費用負担のあり方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないように、検討する。
- ・ 暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類(健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等)について、個人番号カードへの一元化に向けた検討を行い、2016年1月の交付開始以降、順次、一元化を行うとともに、印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自利用を推進する。
- ・ 個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスについて、利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行う。
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、署名用電子証明書の現在3年の有効期間の延長、利用者証明用電子証明書の導入や発行手数料の低減を図る。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。

○ マイナンバーの利活用推進

- ・ マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)について検討を行い、その状況を2014年秋までに政府CIOに報告する。

マイナンバー制度への期待と課題

期待

- ⇒マイナンバー制度は、社会保障制度や税制、IT社会の基盤となるもの。
- ・これまで実現が困難とされていた新たな制度設計が可能に。
- ・より正確な所得把握等を通じて、より公平な社会保障や税の執行を実現。
- ・行政機関での正確で効率的な情報管理に資する。
- ・国民が官民のオンラインサービスを安心、安全に利用し、メリットを実感できる社会を実現。

課題

- ⇒マイナンバー制度の導入、定着、そして発展に向けて、国民の期待は大きく、すでに多額の税金が投入されており、絶対に失敗は許されない。
- ・「個人番号カード」を広く国民に持ってもらうことが必要不可欠な大前提。
- ・仮に、個人番号カードを普及させる確実な手立てを講じられないのであれば、マイナンバー制度の施行は凍結すべき。

個人番号カードの普及策

交付方法の再考

多様な申請・交付の手段を市町村長が採りえるよう、柔軟に対応。

多くの国民が保有するカードとの機能一元化

健康保険証機能を個人番号カードに集約。自動車運転免許証も中長期課題として検討。

官民の各種カードの機能一元化

国や地方公共団体が発行するカードは順次個人番号カードに置き換え。民間事業者のICチップ空き領域利用解禁、社員証・学生証・診察券・キャッシュカード等に利用。

無料交付

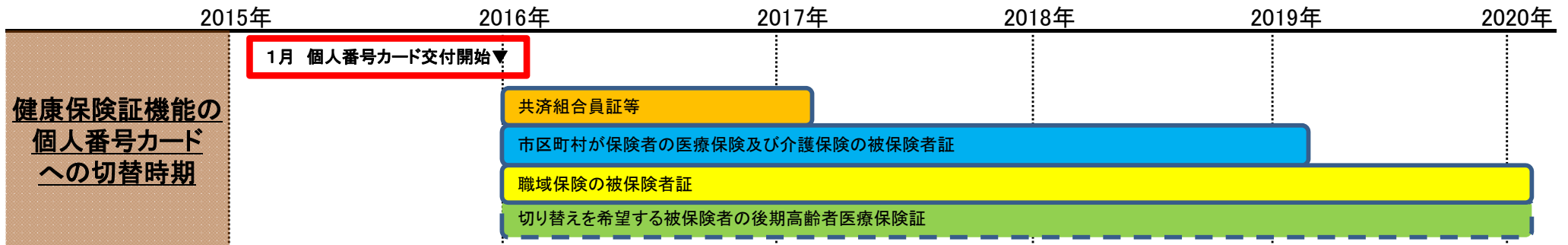
当面は国が全額費用負担し、無料交付。民間事業者（スポンサー）による費用負担も中長期課題として検討。

健康保険証機能の個人番号カードへの集約化

- **2016年1月以降、直ちに個人番号カードを健康保険証として利用**
- 健康保険証機能の個人番号カードへの集約化により、**2018年度までに約8700万枚普及**（国民の約2/3が保有）



- 現行のマイナンバー法で対応可能。個人番号カードの普及効果大。
- 医療機関の窓口で被保険者番号の代わりにマイナンバーを利用
- 健康保険証発行費用の縮減、顔写真の確認による成りすまし受診の防止が可能
- 現行法で想定されているレセプトへのマイナンバー記載も容易
- 大規模なシステム改修は不要
- 個人番号カードの券面の空きスペースに保険者を識別するシールを貼るなどして、加入している保険の種類がわかるようにする必要



住基カードの多目的利用の状況(平成26年4月1日現在)

住基カードの多目的利用の実施団体数 : 216

多目的利用の種類	実施団体数
証明書自動交付機	132
申請書自動作成	19
検診・健康診断・健康相談	3
印鑑登録証	118
図書館カード	62
公共施設予約	10
地域通貨	6
避難者確認	6
各種ポイント	2
救急支援	0
コンビニ交付	86
その他	26

(注)実施団体数とは、実際にサービスを提供している団体数と、サービスは実施していないが、条例は施行している団体数の合計をいう。

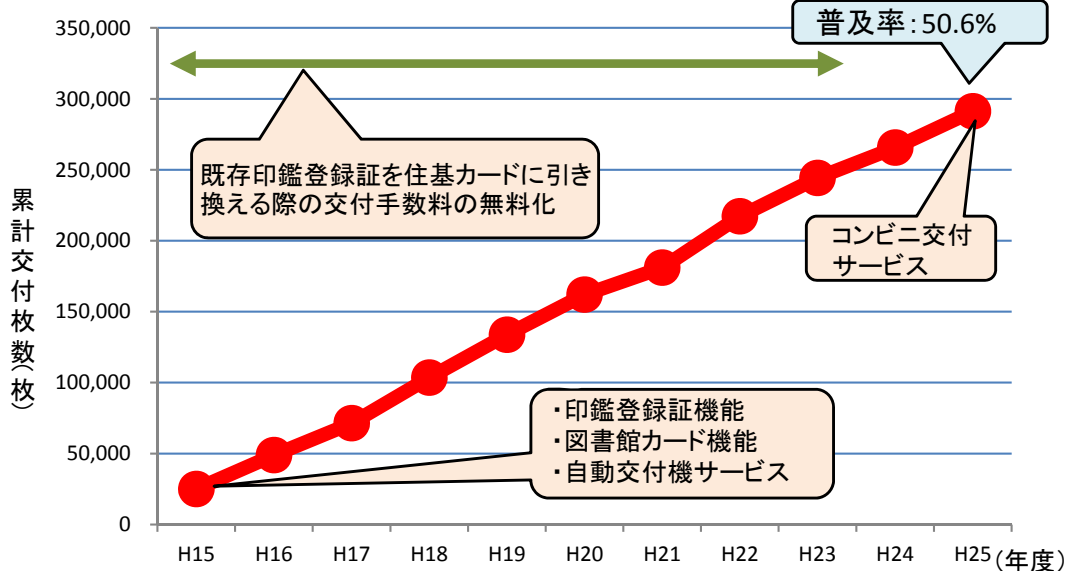
(注)上記のほか、その他の利用例としては「子育て支援サービス」「児童安全安心サービス」「割引制度」「福祉利用券」等がある。

住基カードの普及について ～ 使い道があれば普及～

●利用機能の追加や交付手数料の無料化等により、住基カードは確実に普及(なお、民間ポイントサービスがあれば、交付手数料の無料化と同様の促進効果が見込まれる)

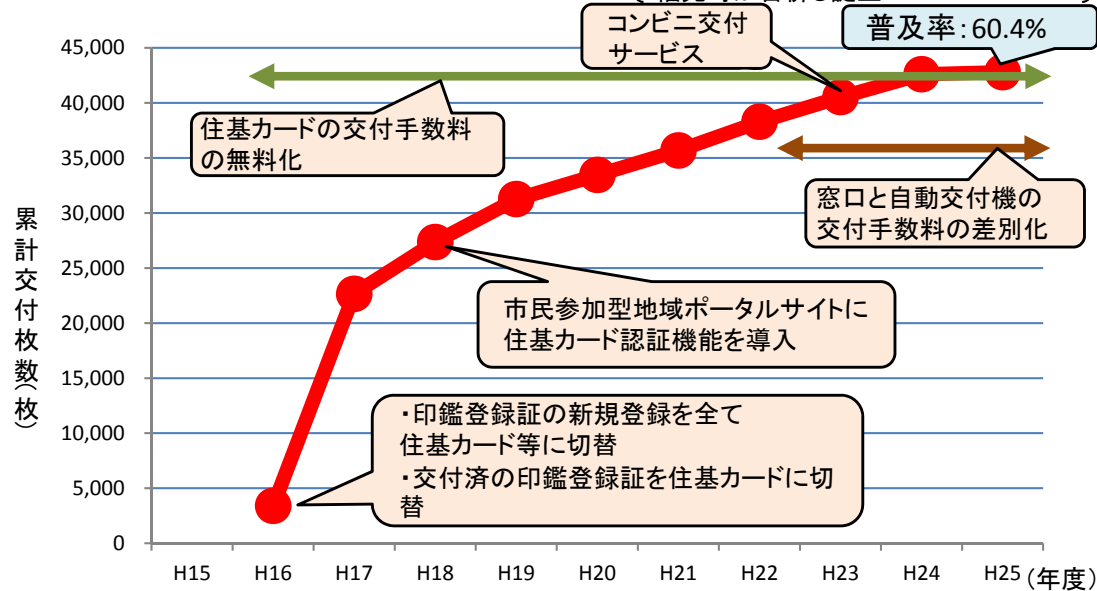
宮崎県宮崎市(人口:405,890人)

(H18.11に佐土原町・田野町・高岡町、
H22.3に清武町と合併)



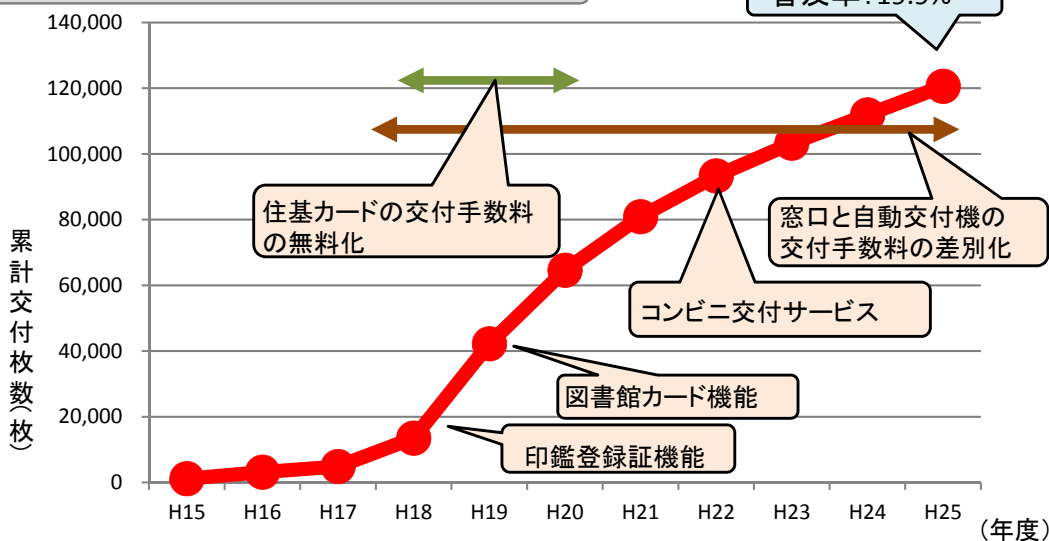
富山県南砺市(人口:54,370人)

(H16.11に福野町、城端町、平村、
上平村、利賀村、井波町、井口村、
福光町が合併し誕生)



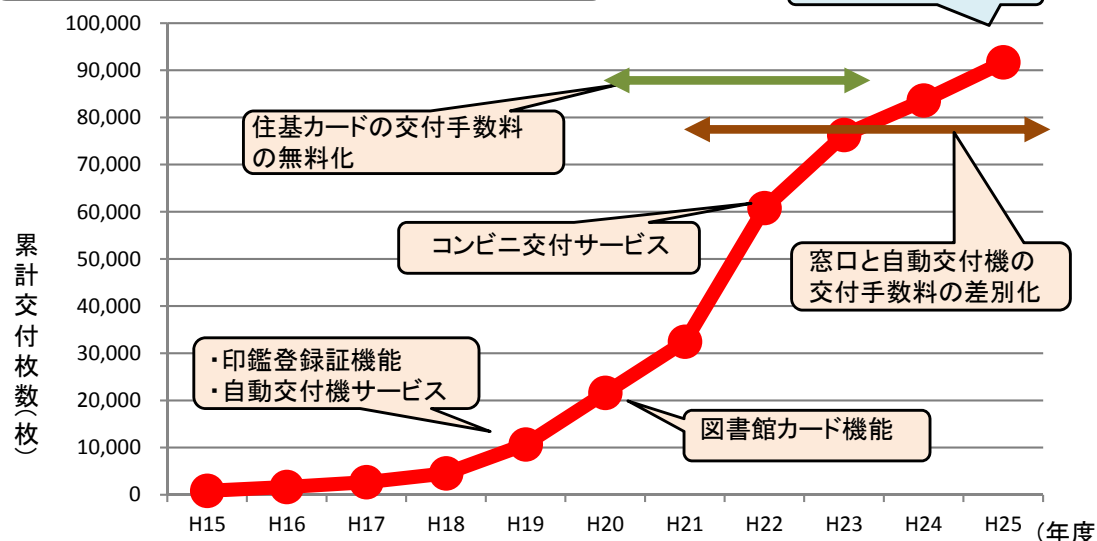
千葉県市川市(人口:469,148人)

普及率: 19.9%



兵庫県西宮市(人口:482,506人)

普及率: 16.0%



※人口はH26年1月1日現在の住基人口。

※普及率は人口に対する有効交付枚数。(有効交付枚数は平成26年3月末現在)

個人番号カードの多目的利用の検討状況(アンケート調査結果①)

●11の市町村を対象に、現行の住基カードの多目的利用の状況及び個人番号カードの多目的利用の検討状況について、アンケート調査を実施。

事項	住基カード A	個人番号カード			
		予定している B	検討中 C	(B+C)-A	未検討 D
1. 印鑑登録証	3	4	3	+4	4
2. コンビニ交付	2	6	3	+7	2
3. 証明書自動発行機	5	2	1	△2	8
4. 図書館利用	1		5	+4	6
5. 公共施設予約			3	+3	8
6. 地域の買い物ポイント					11
7. その他の利活用事例		次ページ参照			

※検討中の項目は、庁内会議等で議題にしたことがある、若しくは、担当課内で(政府の方針その他の自治体の動向等)調査したことがある程度を含む、非公式の検討状況

個人番号カードの多目的利用の検討状況(アンケート調査結果②)

●前ページの表「7. その他の利活用事例」の主な検討状況については以下のとおり。

健康・医療情報の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳 ・予防接種記録 ・学歴・職歴 ・血液型 ・診察券 ・アレルギー ・お薬手帳
緊急時における活用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「健康・医療情報の記録」 ・避難所チェックイン(チェックインすると情報を家族で共有) ・救急搬送記録(救急隊が過去の救急搬送記録にアクセスし、原因の特定に寄与)
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・転出・転入手続の実施 ・行政サービスのポイントプログラム

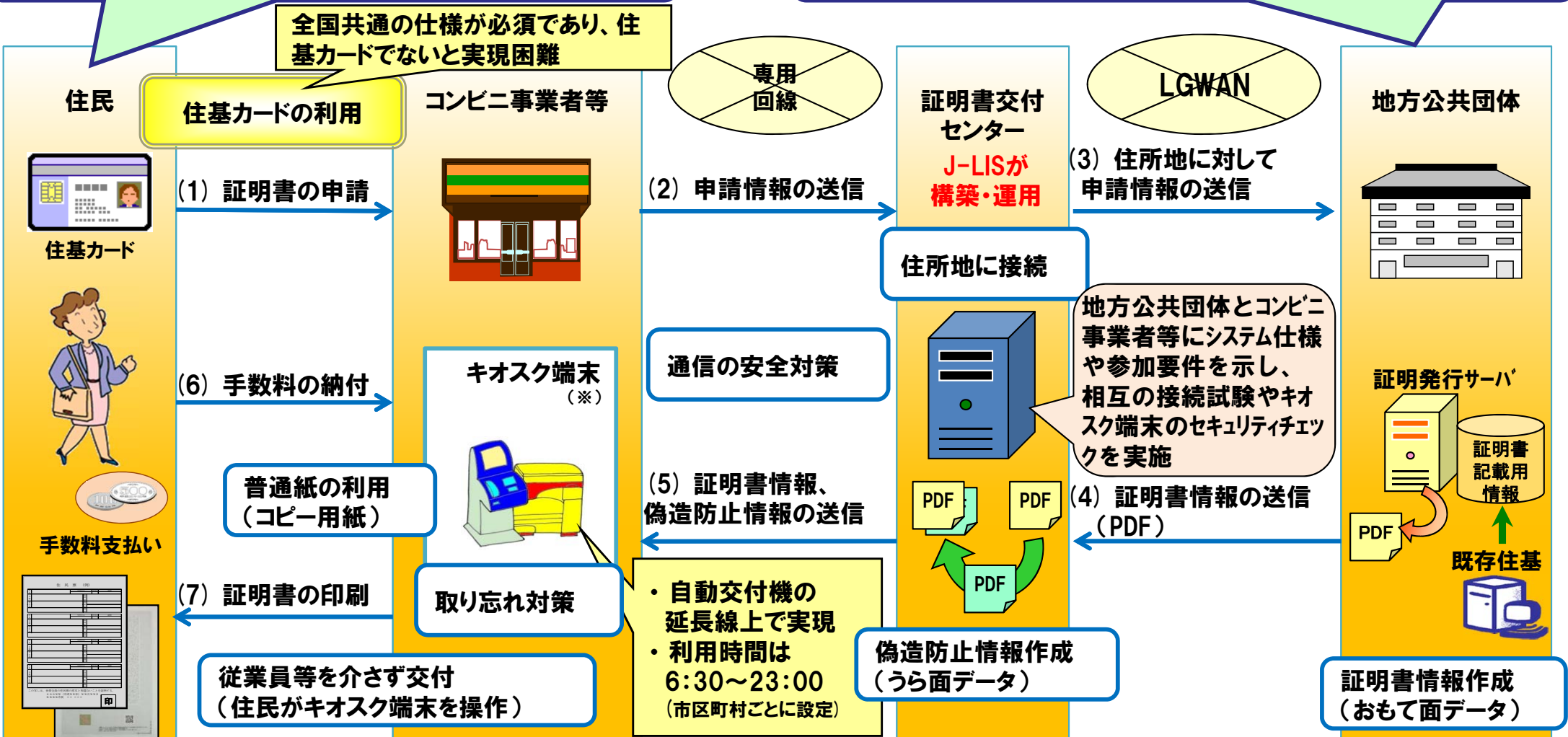
※各自治体担当者レベルでのアイデア出し等の非公式な検討含む。

コンビニ交付のイメージ

(※現在の住基カード)

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能



- 平成26年11月17日現在で90市区町村が参加。平成27年2月までに96市区町村が参加の予定。
- 住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書が交付可能。
- コンビニ交付参加の事業者は、セブン-イレブン(約16,600店舗)、ローソン(約10,600店舗)、サークルKサンクス(約6,200店舗)、ファミリーマート(約10,800店舗)、Aコープ北東北(岩手県内1店舗、順次拡大予定)、セイコーマート(平成26年9月開始、同年12月約1,100店舗拡大予定)、イオンリテール(千葉県内1店舗、順次拡大予定)。その他コンビニ以外の事業者も検討中

(※) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

コンビニ交付の今後の参加予定団体

(※現在の住基カード)

今後の新規参加団体及び各種税・戸籍証明書への取組団体

(平成26年11月17日現在)

	No	団体名		提供サービス					開始 予定時期	
		都道府県	市区町村	住	住(記載)	印	税	戸籍		戸籍附票
新規参加	78	鹿児島県	鹿児島市	○		○	○			平成26年 1月
	79	三重県	鈴鹿市	○		○	○			平成26年 2月
	80	神奈川県	茅ヶ崎市	○		○				平成26年 2月
	81	徳島県	三好市	○		○	○	○	○	平成26年 2月
	82	北海道	江別市	○		○	○	○	○	平成26年 4月
	83	栃木県	日光市	○		○	○			平成26年 4月
	84	長野県	飯島町	○		○				平成26年 4月
	85	三重県	いなべ市	○		○	○	○	○	平成26年 4月
	86	大阪府	泉佐野市	○		○	○	○	○	平成26年 6月
	87	福井県	福井市	○		○	○			平成26年 7月
	88	長野県	諏訪市	○		○		○	○	平成26年 9月
	89	岐阜県	高山市	○		○	○	○	○	平成26年10月
	90	滋賀県	大津市	○		○				平成26年11月
	91	東京都	杉並区	○		○	○			平成26年12月
	92	三重県	名張市	○	○	○	○	○		平成27年 1月
	93	島根県	浜田市	○		○	○			平成27年 1月
	94	大阪府	大阪市	○		○	○	○	○	平成27年 1月
95	東京都	港区	○		○	○	○	○	平成27年 2月	
96	滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	平成27年 2月	
証明書 追加	1	岐阜県	高山市	●		●	○	●	●	平成26年11月

○: 提供予定サービス ●: 提供済サービス

取組 (予定) 団体数 (上記団体を含む全体数)

サービス	団体数
住民票の写し	96
住民票記載事項証明書	4
印鑑登録証明書	96

サービス	団体数
各種税証明 ※	42

※課税(非課税)証明書、納税証明書
など

サービス	団体数
戸籍証明書	40
戸籍の附票の写し	29

公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現について

■ 個人番号カード導入にともない、「公的個人認証方式」のコンビニ交付を実現。

現行の仕組みとの比較

本人認証の仕組み	条例制定の可否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード
条例利用方式 (カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システムを構築	利用者ID及び暗証番号	個人番号カードだけでなく、 住基カードでも利用可
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の有効性検証	個人番号カードのみ利用可

市区町村におけるメリット

- ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
- コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

利用者におけるメリット

- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
- 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

市町村側システム構築に係る経費

平成22年度から平成24年度にコンビニ交付に取り組んだ59団体のシステム構築に係る事業費を基に算出。住民票の写しと印鑑登録証明書を対象とする場合(①②⑤⑥)、平均で約2,870万円となる。(団体からの自己申告による)

⑥を除くと、約2,100万円⇒「公的個人認証方式」の場合、約800万円割安

	住民票の写し、印鑑登録証明書		各種税証明、戸籍証明書		⑤証明書交付センターへの接続	⑥標準システム基本システムの新規構築
	①証明発行サーバの構築・改修	②既存システムの改修	③証明発行サーバの構築・改修	④既存システムの改修		
最高値	3,680万円	3,777万円	2,006万円	1,355万円	646万円	2,205万円
最低値	234万円	105万円	234万円	126万円	32万円	187万円
平均値	1,128万円	754万円	1,079万円	543万円	212万円	773万円

①③については、新規開発か、パッケージ利用か等により異なるものと想定。

②④については、既存システムが汎用機か、オープン系か等により異なるものと想定。

⑤については、市内LANへの影響に伴う調達機器の台数等により異なるものと想定。

⑥については、端末やカードプリンタ等の台数により異なるものと想定。

- ・団体が自主財源により支出した事業費については、特別交付税により「上限5,000万円、1/2」の条件で措置。(標準システム等の保守費、証明書交付センターの運営費、コンビニの端末使用料等の経費も対象)
- ・個人番号カードを活用したコンビニ交付のためのシステム構築については、「クラウド化の推進に資する場合」に限り、「上限5,000万円、1/2」で特別交付税措置する予定。

コンビニ交付参加予定等の調査結果について

	参加済	～平成27年 12月末	平成28年 1月～3月	平成28年度	平成29年度	平成30年度～	未定
参加団体	87団体	19団体	90団体	66団体	12団体	6団体	395団体
対象人口	1570.1万人	476.9万人	2103.0万人	1192.2万人	86.5万人	68.4万人	4127.3万人
参加団体 (累計)	87団体	106団体	196団体	262団体	274団体	280団体	675団体
団体比率	5.0%	6.1%	11.3%	15.0%	15.7%	16.1%	38.8%
対象人口 (累計)	1570.1万人	2046.9万人	4149.9万人	5342.1万人	5428.6万人	5497.0万人	9624.3万人
人口比率	12.2%	15.9%	32.3%	41.6%	42.3%	42.8%	74.9%

※平成26年1月1日現在の人口

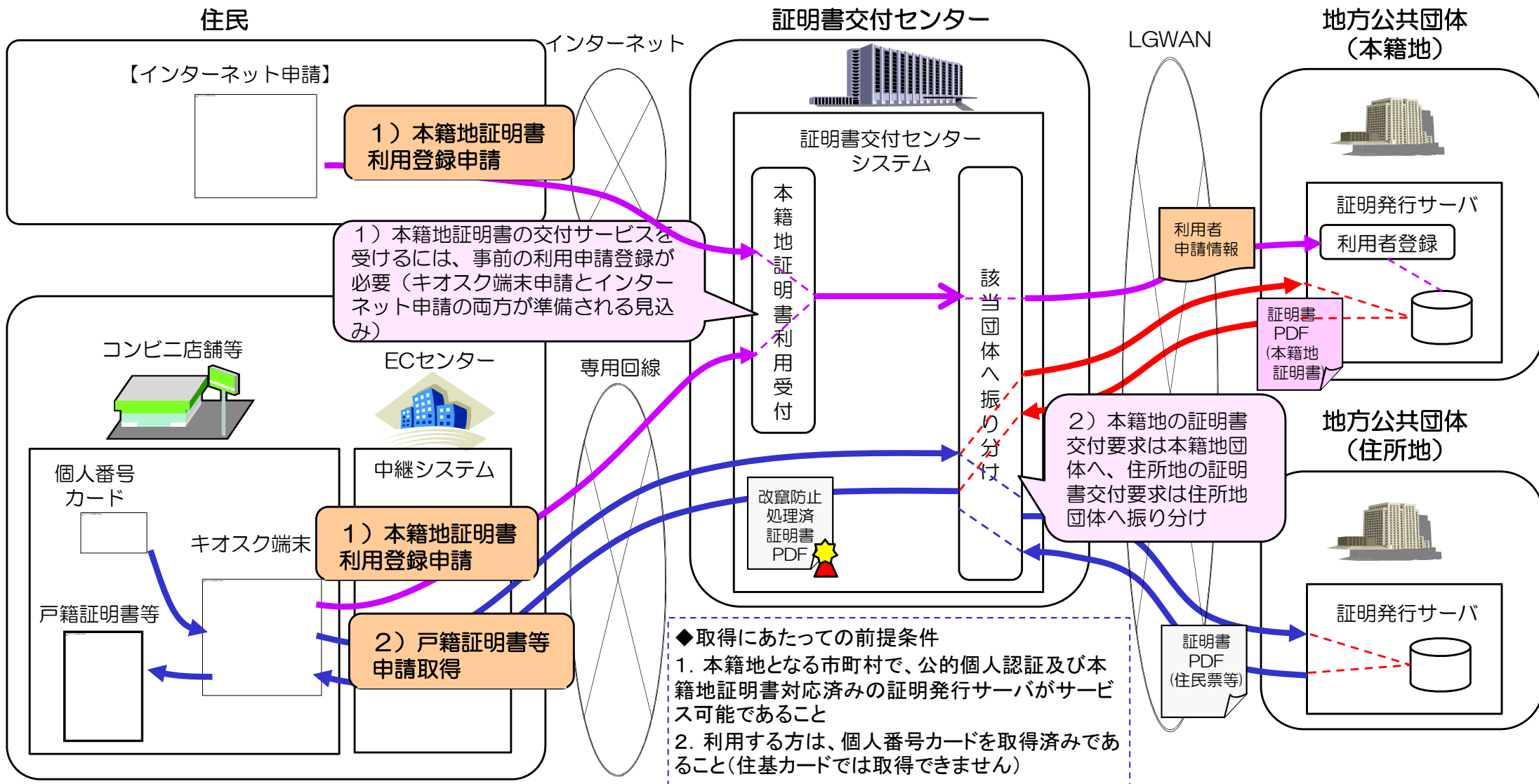
- 約4割の団体がコンビニ交付を導入予定
- 約7割強の住民がコンビニ交付サービスを楽しむ見込み

住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付について

住所地と本籍地が異なる住民に対して、コンビニ交付で戸籍証明書及び戸籍の附票の写し（以下「本籍地証明書」という。）を取得できる機能を加えるための検討を行っています。

本籍地証明書を取得するための手順は、次のとおりとなります。

- 1) 事前に、本籍地の証明発行サーバに本籍地証明書利用登録申請を行う（インターネットまたはキオスク端末による申請）。
→本籍地の戸籍担当者は申請情報に基づき、利用者登録（戸籍証明書と利用者の紐付け）を行う。
- 2) 数日後（利用者登録完了後）、キオスク端末より本籍地の戸籍証明書を取得する。



(参考) 個人番号カードのセキュリティ対策 (その1)

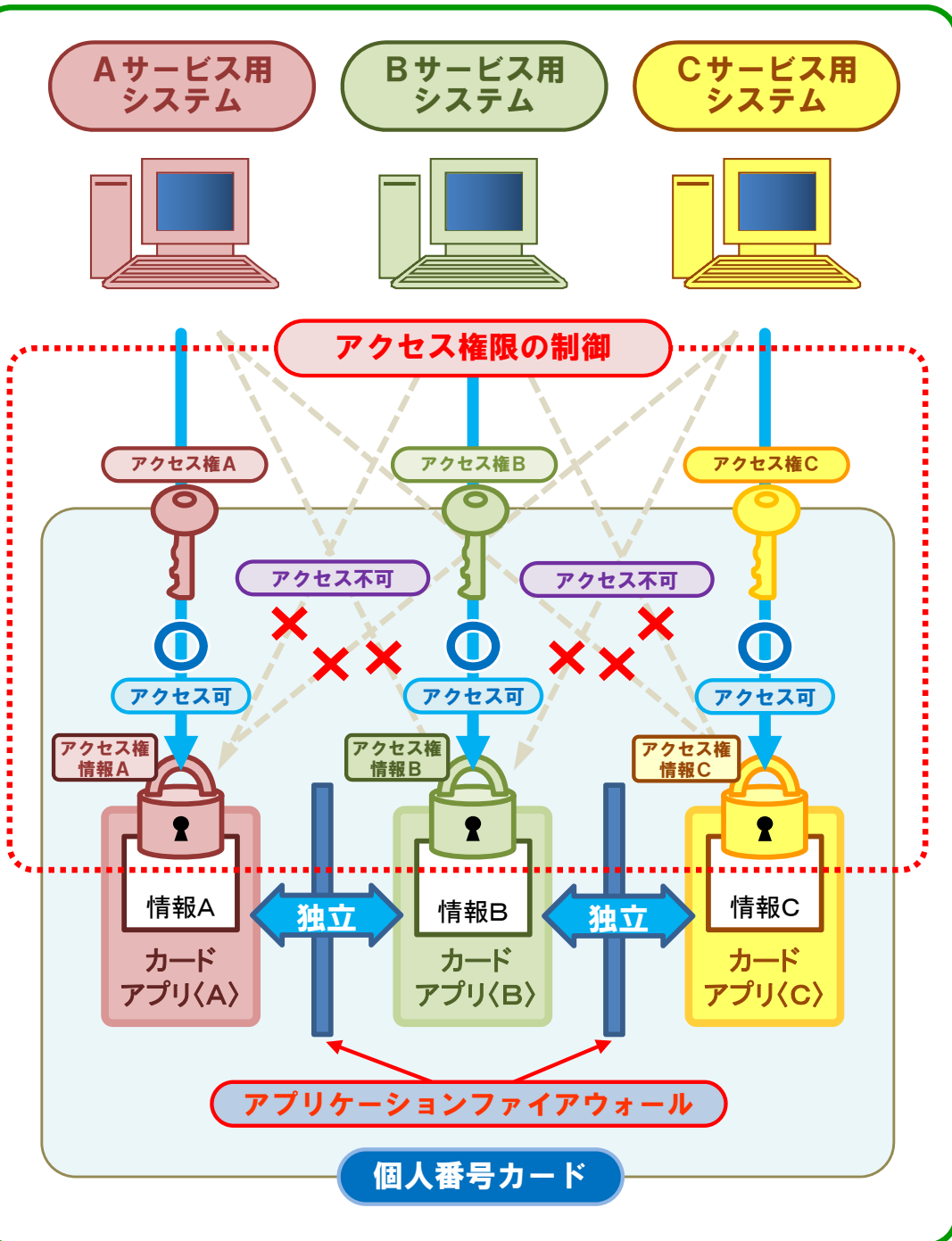
必要最低限の情報のみ記録



個人番号カードのICカード内には、プライバシー性の高い個人情報記録されない。

■『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

(参考) 個人番号カードのセキュリティ対策 (その2)



アクセス権限の制御

■ カード内の各情報毎にアクセス権情報を設定



⇒「認証済みにより読出し可能」等の条件を示すセキュリティ属性

■ アクセス権が条件を満たすと情報にアクセス可能

① アクセス権情報に対し、認証／パスワード照合が成功した場合

⇒アクセス権※を獲得



② アクセス権がアクセス権情報の条件を満たす場合

⇒情報へのアクセスが可能となる

※ 認証／照合結果としてカードに保持されるセキュリティステータス

アプリケーションファイアウォール

■ 情報を設定された各カードアプリケーション間は、「アプリケーションファイアウォール」により、カード内でそれぞれ独立している。

(参考) 個人番号カードのセキュリティ対策 (その3)

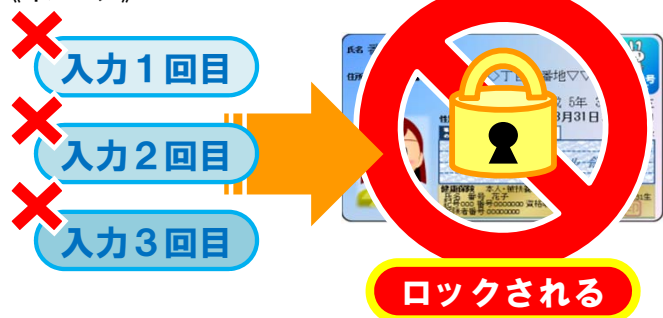
暗証番号

- アプリケーション毎に異なる暗証番号を設定し情報を保護



- 暗証番号の入力を一定回数以上間違えるとカードがロックされる

《イメージ》



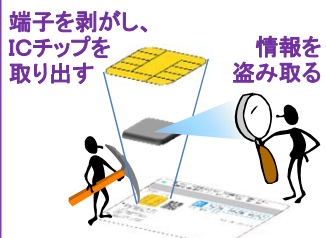
耐タンパー性

- ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する**耐タンパー性**を有する。

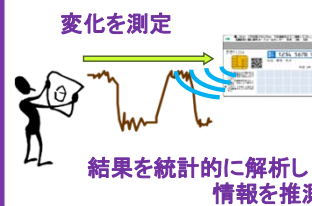
※タンパー(tamper): 「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意

偽造目的の主な不正行為

- ① ICチップを取り出し、電氣的または物理的に情報を不正に読み出す



- ② ICチップの電力消費量や処理時間等を測定・解析し、情報を推測



個人番号カードのICチップは、①と②の両方に対抗できる

① に対して

- 光が当たるとメモリ内容消去
- メモリ回路素子が表面から観察できない
- 電圧異常、クロック異常等の検知で動作停止
- メモリ素子の物理配置ランダム化&暗号化により、解読不可

② に対して

消費電力、処理時間をかかはんすることで、読み取った信号の統計的な解析を困難にする

ISO/IEC15408 認証

- セキュリティ機能評価の国際標準の認証を取得

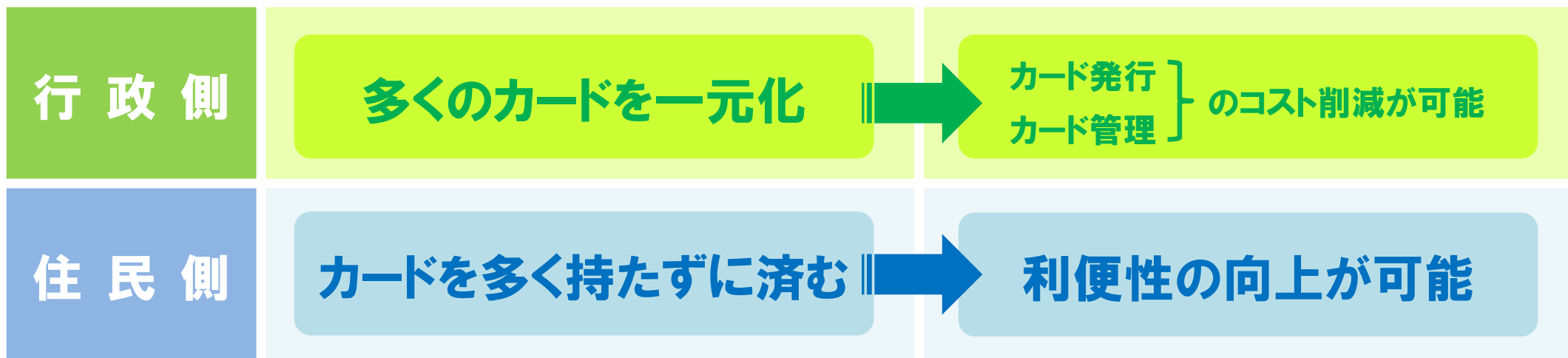
● ISO/IEC15408 認証とは

- ・コンピュータシステムや製品のセキュリティ機能の評価を行うための基準であるCC (Common Criteria)の国際標準
- ・スマートカードが必要とするセキュリティの要件を記述
- ・スマートカードの製品調達者は、CCに基づき、PP(Protection Profile: 利用者のセキュリティ要件を記述した要件仕様書)を作成
- ・開発者は、PPに基づき、ST(Security Target: セキュリティ開発方針を厳密に記述したセキュリティ設計仕様書)を作成し、これを実装した製品を開発
- ・評価機関が以上の過程を評価し、認証機関が認証



個人番号カードの多目的利用の方法

利用によるメリット



主な利用の方法は2つ

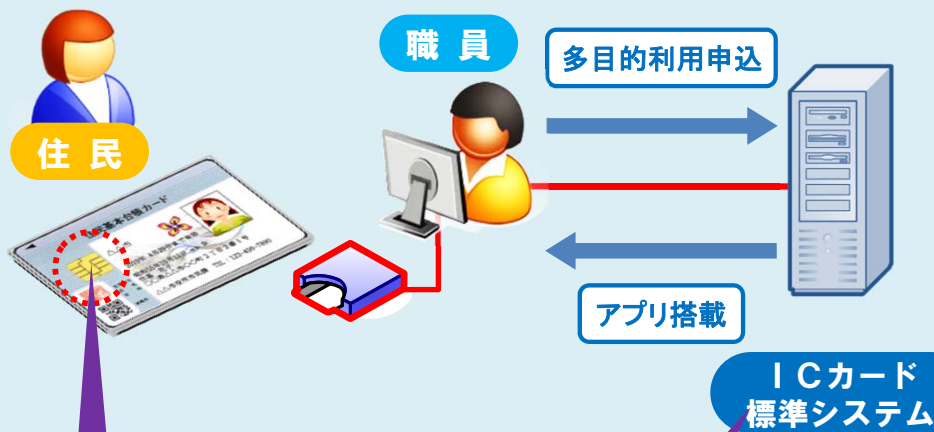
	アプリのインストール	条例の制定
① 独自アプリを搭載する方法	利用希望者のカードへのインストール作業が必要	必要
② 標準アプリ(その中に格納される電子証明書)を活用する方法	作業不要 (標準搭載)	不要

① 独自アプリを搭載する方法(図書館サービスを例に)(その1)

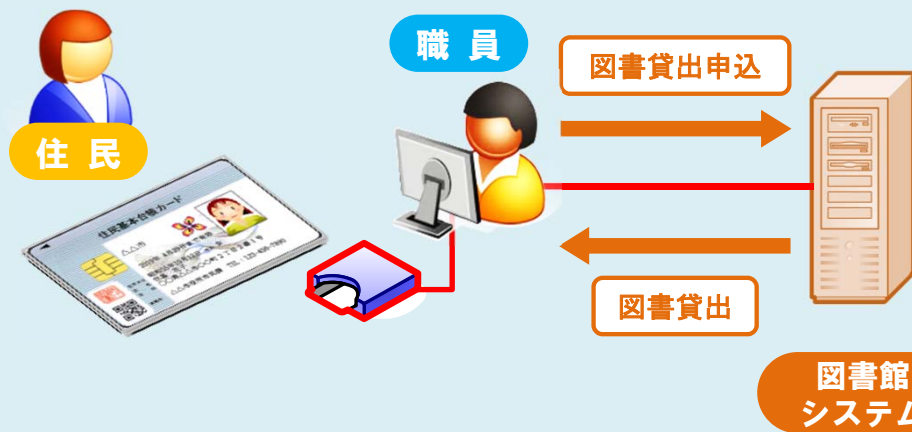
システム構成

住基カード交付時

現在※



図書館利用時



ICチップに
アプリを搭載

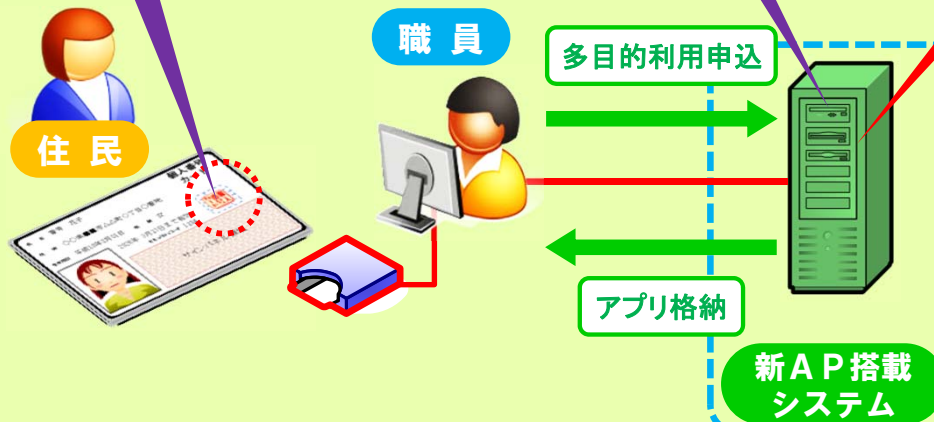
カードにアプリを搭載・
削除するためのシステム

機構において開発を予定

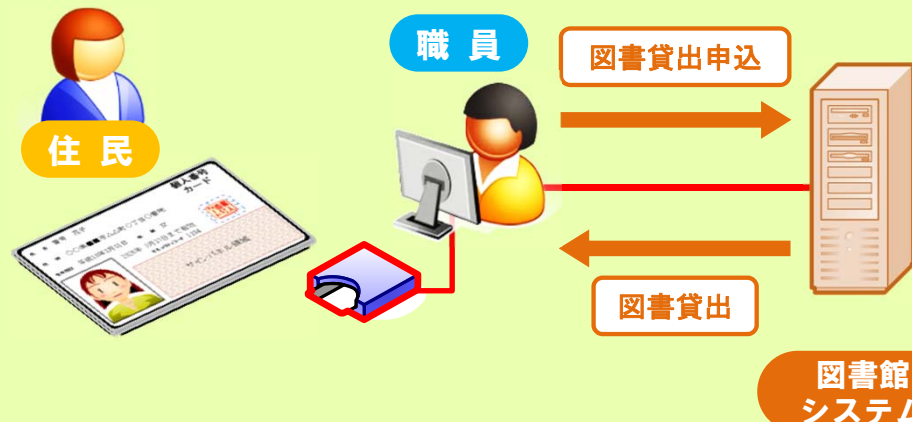
※多くの団体に採用されている方法

個人番号カード交付時

個人番号カード



図書館利用時



① 独自アプリを搭載する方法(図書館サービスを例に)(その2)

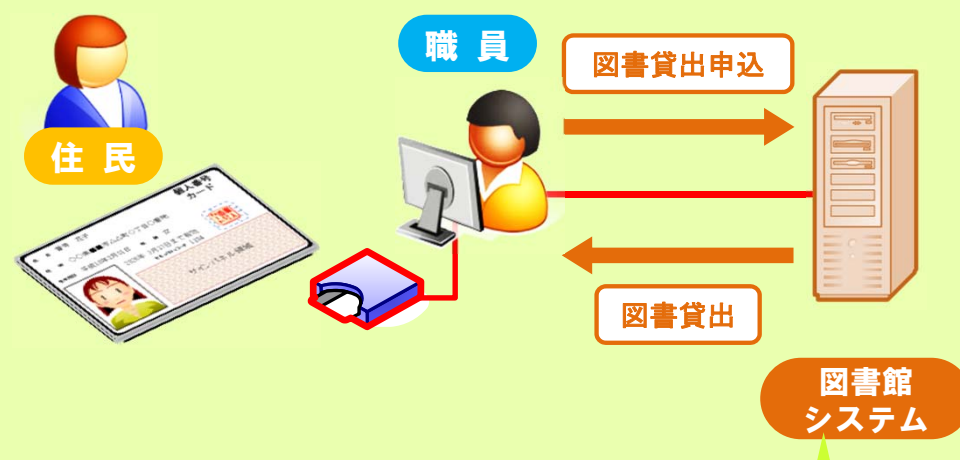
必要な準備

個人番号カード

個人番号カード交付時



図書館利用時



アプリの準備

- 機構が3種類の基本APを引き続き準備する予定

種別	特徴
業務タイプA	ID等を格納
業務タイプD	暗号化可能
共通カードAP	IDとフラグのみ格納

- 市町村・都道府県において、独自APの開発も可能

新AP搭載システムの構築

- ソフトウェアを機構が無償で提供する予定
※利用団体は、年間保守料のみ負担
- ハードウェアについては利用団体において用意

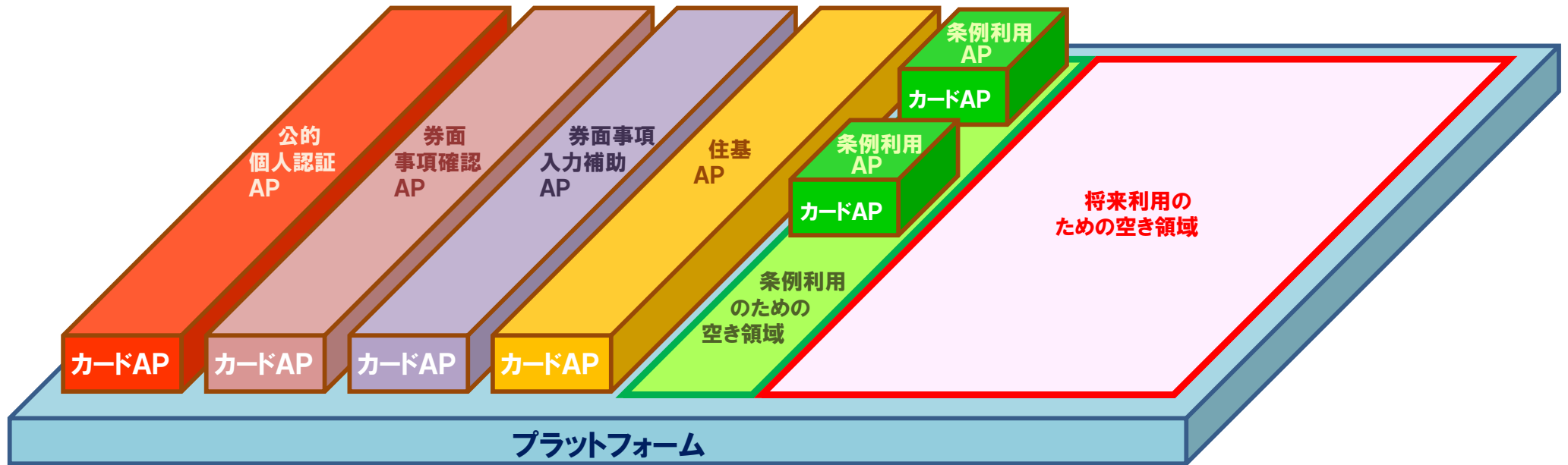
図書館システムの準備

- 多くの場合改修までは不要(設定は必要)

①独自アプリを搭載する方法(現状)

サービス名	団体数	カードAPの種類	概要
コンビニ交付サービス	88	業務タイプA	コンビニでの証明書等交付に利用
自動交付機サービス	89	業務タイプA	自動交付機での証明書等交付に利用
広域交付・窓口交付サービス	20	業務タイプA	複数の市町村をまたがった証明書等交付に利用 市町村の窓口での証明書等交付に利用
申請書自動作成サービス	6	業務タイプA 共通カードAP	窓口で申請する書類に4情報等を自動的に表示(4情報等の記入の省力化のために利用)
図書館サービス	49	業務タイプA 共通カードAP	図書館カードとして利用
印鑑登録証サービス	58	業務タイプA 共通カードAP	印鑑登録証として利用
商店街ポイントサービス	5	独自AP	商店街共通のポイントカードとして利用
プリペイド式電子マネー機能サービス	4	業務タイプA	電子マネーとして利用
出退勤管理サービス	1	独自AP	職員の出退勤を管理するために利用
学童安心安全サービス	1	共通カードAP	児童の出席を管理するために利用
健康づくりポイント管理サービス	1	共通カードAP	温泉利用のためのポイントサービスとして利用
福祉相談支援サービス	1	共通カードAP	福祉サイト(ナビゲーション)で利用(停止中)
一時預りサービス	1	共通カードAP	電子ロッカーとして利用(停止中)
安否情報サービス	0	業務タイプD	消防庁の安否情報システムに避難者の情報を登録する際に利用(利用団体なし)

(参考) 個人番号カードの空き領域

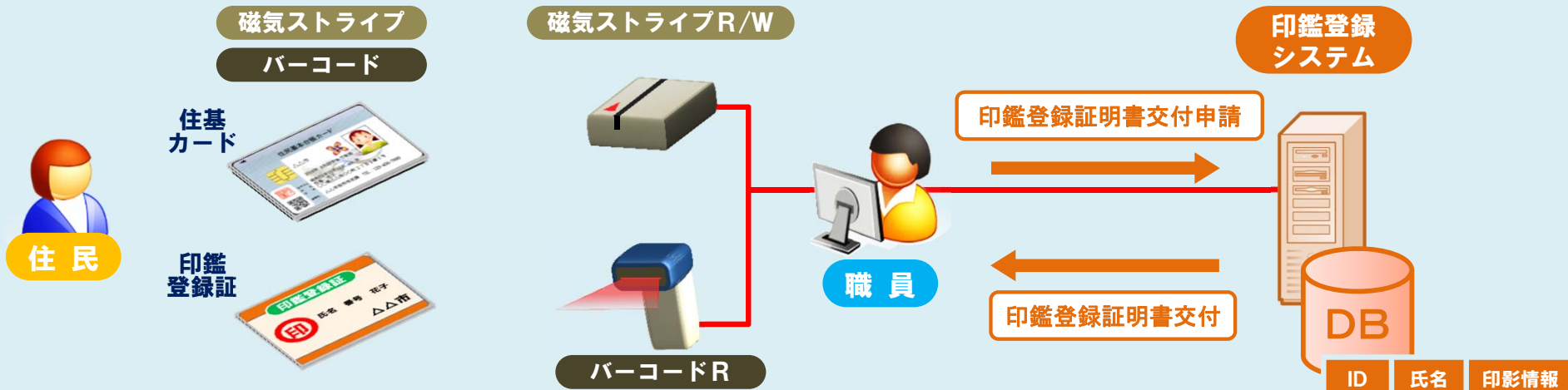


- 「条例利用のための空き領域」として1割程度を想定。
- 「将来利用のための空き領域」として4割～5割程度を確保するよう個人番号カード仕様書で規定。
- 「条例利用のための空き領域」には、10個程度のカードAPが、「将来利用のための空き領域」には、将来搭載するそれぞれのカードAPが同じ大きさであると前提を置いた上で、20個程度のカードAPが搭載できるものと想定。

②標準アプリ(電子証明書)を活用する方法(印鑑登録サービスを例に)(その1)

想定されるシステム構成

現在※



※多くの団体に採用されている方法

個人番号カード
(併存利用を可能にするケース)

新規導入

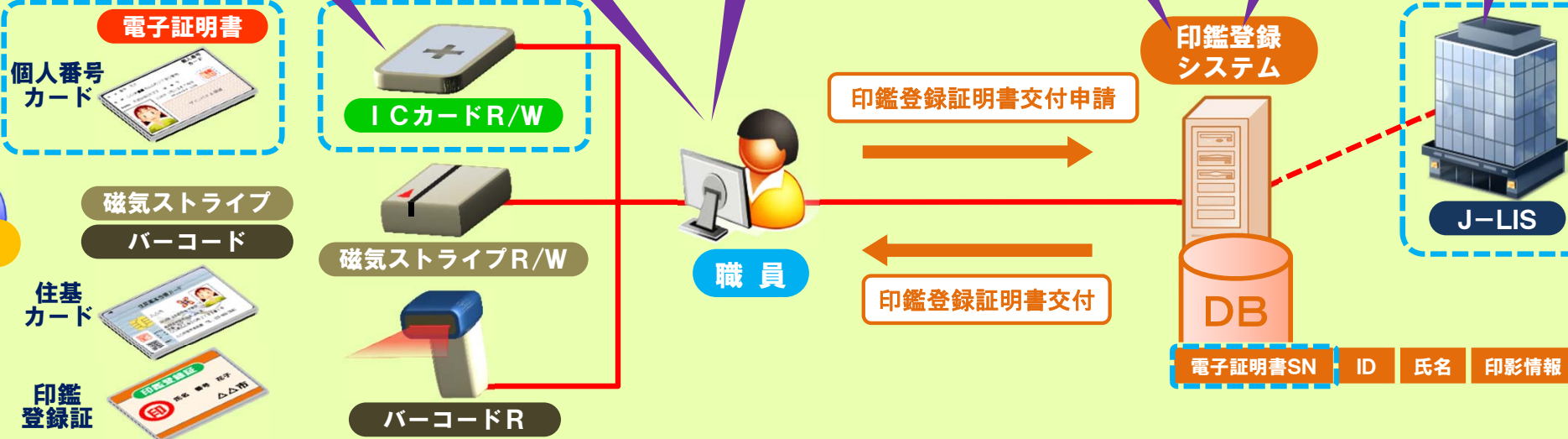
受付端末ソフト改修

利用者クライアントソフトインストール

OCSPクライアントソフトインストール★

システムの調整等

機構と接続★

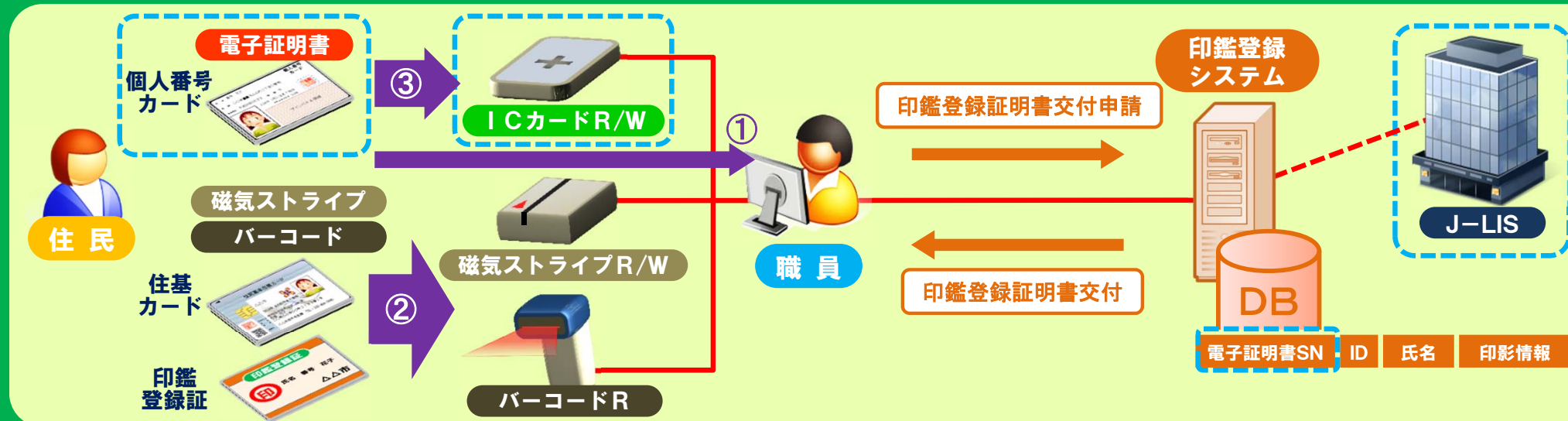


(参考)印鑑登録サービス以外のサービスの場合で、その性質にかんがみ、「カード所持の事実」+「券面確認」で、認証として十分であると判断する場合には、★は不要。

②標準アプリ(電子証明書)を活用する方法(印鑑登録サービスを例に)(その2)

想定される個人番号カード登録・印鑑登録交付フロー

個人番号カード(併用利用を可能にするケース)



個人番号カード登録フロー(初回)

- ① 個人番号カードの券面により本人確認。
- ② 既存カードをR/Wにかざしていただく。
➡ ID 氏名 印影情報 を職員の端末に表示。
- ③ 個人番号カードをR/Wにかざしていただく。
➡ 電子証明書SN を読み込み、
ID 等とひも付け、DBに登録。

※電子証明書の情報を印鑑登録サービスのために利用させていただくことについて、本人の同意を得る。

印鑑登録証明書交付フロー

- ① 個人番号カードをR/Wにかざしていただく。
- ② 暗証番号を入力していただく。

※システムが自動で電子利用者証明、署名検証、失効確認を行う。

(参考)印鑑登録サービス以外のサービスの場合で、その性質にかんがみ、「カード所持の事実」+「券面確認」で、認証として十分であると判断する場合には、①のみで終了。